

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年4月12日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

共生社会推進課

監査結果公表日 令和6年3月29日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 令和6年4月11日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>所管課が管理する公有財産（建物）について、老朽化のため取り壊されていたが、公有財産台帳からの削除処理がなされていなかった。</p> <p>公有財産については、以前から決算審査意見書において、「全ての異動情報の登録業務を手動で行う必要があるため、ヒューマンエラーが起こる内部統制上のリスクが極めて高いと言え、登録が適時になされなければ、市の財産の状況が適切に把握できないことになる。」と意見を述べてきたところである。</p> <p>公有財産は、取得、処分等の際には公有財産台帳を漏れなく更新した上で、適切に管理されたい。</p>	<p>当該公有財産については、監査の指摘を受け、削除処理を行いました。</p> <p>今後、公有財産の取得、処分等を行った際は公有財産台帳を漏れなく更新し、適切に管理を行います。</p>